【令和６年度】

　

南相馬市

放課後児童クラブ

入会のご案内

　

南相馬市役所　こども家庭課　子育て支援係

℡0244-24-5215（直通）

**１　児童クラブとは？**

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している小学校1年生から6年生の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とした事業です。

南相馬市内には、３、４ページに記載された児童クラブがあります。

**２　対象となる児童**

令和６年度に市内の小学校に通学する小学校1年生から6年生の児童で、保護者の就労、疾病その他の理由により、**同居のご家族等が児童の面倒を見ることができない場合**に限ります。

なお、要件を満たしていても、定員を超える応募があった場合は、保育の必要性が高い方を優先いたしますので、ご理解くださるようお願いいたします。

**※母親が妊娠中又は産後間もない場合は、産前６週間、産後８週間以内においてのみ利用ができます。なお、育児休業中は児童クラブ利用の対象にはなりません。**

**※集団生活を経験させたいなどの理由は要件に該当しません。**

**※祖父母等が児童を保育できる場合は、入会できません。**

**※求職中の方は勤務先が決まってから申込をしてください。**

**※勤務が夜間のみで、放課後の時間に在宅されている場合は、入会の対象とは**

**なりません。**

**３　活動する日時は？**

月曜日～金曜日は、学校終了時～１８時までです。

土曜日及び春・夏・冬休みの期間は、７時３０分～１８時までです。

日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）はお休みです。

また、保護者が休暇等で在宅している日は利用できません。

**４　どんな活動をしているの？**

放課後児童支援員による生活指導や遊具遊び・本の読み聞かせ・集団遊び、各種運動など児童健全育成のための活動を行っています。

※遊びは、子どもの人格の発達を促す上で欠かすことのできないものであり、

遊びのもつ教育効果は他では補うことができません。子どもたちは、遊びを通

して考え、決断し、行動し、責任をもつという独自性・自主性・社会性等を身に

つけていきます。

**５　利用料金は？**

育成指導料は無料です。

ただし、傷害保険料保護者負担金として年額８００円をいただきます。

**６　入会申し込みについて**

**申請は年度ごとですので、令和５年度から継続利用希望の方も申請が必要です。**

**◆申込受付について**

●当初受付（**４月１日入会を希望される方**）

|  |  |
| --- | --- |
| 受　付　期　間 | **令和６年１月１５日（月）～２月６日（火）** |
| 審　査　結　果 | 令和６年３月上旬に郵送します。 |

●随時受付

当初受付期間後も申請できますが、欠員のある児童クラブのみ申込可能となります。申込に当たっては、事前に南相馬市こども家庭課（☎0244-24-5215）または希望する児童クラブにお問い合わせください。

**◆提出書類について**

申請書に必要事項を記入し、関係書類を添え、入会児童１名につき１部を提出してください。兄弟（姉妹）で申請する場合は、児童１名分は原本、他の児童はその写しで構いません。なお、学年等は令和６年度の内容を記載願います。

【提出書類一覧】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　保護者等の利用区分提出書類 | 就　労 | 疾　病 | 障がい | 看護・介護 | 就　学 | 出　産 |
| 入会申込書・健康状況調査票児童本人の健康保険証の写し　※１・２ | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 就労証明書（標準的な様式に変更になります。）※直近1ヶ月分のシフト表（パートタイムの場合）※75歳以上の同居の祖父母の方は必要ありません。 | ● |  |  |  |  |  |
| 就労外要件申立書　　※３ |  | ● | ● | ● | ● | ● |
| 医師の診断書の写し　※４ |  | ● |  |  |  |  |
| 身体障害者手帳の写し又は療育手帳の写し |  |  | ● |  |  |  |
| 看護又は介護が必要であることを証明する書類※医師診断書の写し、障害者手帳の写し、介護保険証の写し、療育手帳の写し　 |  |  |  | ● |  |  |
| 在学証明書及び授業スケジュールの写し |  |  |  |  | ● |  |
| 母子手帳の写し（保護者の氏名、出産予定日の記載部分）※５ |  |  |  |  |  | ● |
| ※１　健康保険証のコピーはA4用紙にコピーしてください。※２　障害者手帳、療育手帳を所持する児童は、手帳の写しも添付してください。※３　「疾病」「看護・介護」での利用申請で医療機関等へ通院されている方は、その状況を就労外要件申立書へ記載してください。**（通院回数、所要時間等）**※４　家庭保育が困難であるとの医師の所見が記載されているもの。※５　利用可能期間は、産前6週・産後8週となります。※６　**育児休業中は児童クラブ利用の対象にはなりません。**【就労証明書等の各種証明書について】 |

　・両親、同居又は同一敷地内の祖父母それぞれに証明書が必要となります。

　・就労証明書や医師の診断書等の証明書類は、３か月以内に取得したものを提出してください。**（検査の資料の写しやおくすり手帳の写しは不可）**

　・勤務先に変更があった場合は、すみやかに就労証明書を提出してください。

　・なお、就労証明書は６年度より標準的な様式に変更しております。

　・就労証明書は保育園に提出されているものの写しでも可。

**★申請用紙は、こども家庭課、各児童クラブで1月4日（木）から配布いたします。**

**また、市のホームページからもダウンロードできます。**

**◆受付場所及び時間**

　**○各児童クラブ　　１３時～１８時（土・日曜日、祝日を除く）**

　・申込の際に入会が必要な事由など聞き取りを行いますので、**保護者の方が**

**直接書類を提出してください。（郵送による申請はできません）**

**＜南相馬市児童クラブ一覧＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（R６.1.1現在）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| クラブ名 | 学区 | 実施場所 | 電話番号 |
| 小高児童クラブ | 小高小 | 小高区関場一丁目７７-１（小高小学校内２階多目的ホール） | 44-4118 |
| 鹿島児童クラブ１・２ | 鹿島小 | 鹿島区鹿島字広町13（鹿島児童クラブ） | 46-4477 |
| 八沢児童クラブ | 八沢小※１ | 鹿島区南屋形字北原8-1（八沢児童クラブ） | 26-4122 |
| 上真野児童クラブ | 上真野小 | 鹿島区浮田字一丁田81（上真野小学校内） | 26-4567 |
| 東町児童クラブ１・２ | 原一小 | 原町区東町二丁目82（東町児童センター） | 22-3202 |
| 原町第一児童クラブ | 原一小 | 原町区東町二丁目66（原町第一小学校内） | 22-5300 |
| 橋本町児童クラブ | 原二小 | 原町区橋本町一丁目83-4（橋本町児童センター） | 24-0436 |
| 上町児童クラブ１・２　 | 原三小※２ | 原町区上町二丁目33（上町児童センター） | 24-0253 |
| 大甕児童クラブ | 大甕小 | 原町区大甕字鶴蒔8（大甕小学校内）　 | 23-1706 |
| 太田児童クラブ | 太田小 | 原町区益田字塩釜236（太田小学校内） | 23-4114 |
| 石神第一児童クラブ | 石一小 | 原町区北長野字北原田288（石神第一小学校内） | 22-2870 |
| 石神第二児童クラブ１・２・３ | 石二小 | 原町区大木戸字西原1-21（石神第二幼稚園内） | 24-0710 |

※１　**八沢小学校区の児童は、鹿島児童クラブと八沢児童クラブで受入れます。申し込みは希望する児童クラブにお申込みください。**

※２　原町第三小学校区の児童は、**上町児童クラブと仲町児童クラブ（南相馬市社会福祉協議会運営）で受入れ**を行いますが、申し込みは上町児童クラブで一括して行います。

注１　仲町児童クラブの定員４０名の範囲内で受け入れます。

注２　きょうだいは可能な限り同じ児童クラブで受け入れるように調整します。

**＜民間で運営する児童クラブについて＞**

南相馬市社会福祉協議会（高平・仲町）およびＮＰＯ法人トイボックス（錦町・けやき）が運営している下記児童クラブのお問い合わせについては、直接お問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| クラブ名（学区） | 実施場所 | 電話番号 |
| 高平児童クラブ（高平小） | 原町区下北高平字古舘36-5（高平児童館内） | 24-3557 |
| 仲町児童クラブ**（原町三小）** | 原町区仲町二丁目165（仲町児童センター内） | 22-1803 |
| 錦町児童クラブ（原町一、原町二、原町三小） | 原町区錦町一丁目125 | 26-6836 |
| けやき児童クラブ（鹿島小） | 鹿島区鹿島字町80 | 32-1345 |

※上記の児童クラブは申請様式が市と異なりますので、ご注意ください。

**その他の注意事項について**

**・**先着順ではありません。必要性の高い児童から入会を決定します。申込多数の

　　ときは、**入会できない場合があります**ので御了承ください。

　・申請後に家庭の状況、住所、勤務先等申請内容に変更が生じた場合には、速や

　　かに届け出てください。入会後についても同様です。

・虚偽の記載をした場合は、保育をお断りする場合があります。

・原則として、**正当な理由なく１か月にわたり利用がない場合は、退会していただきます。**

4